

いよいよマイナンバー(共通番号)制度の  
根幹である情報提供ネットワークシステムによる  
「情報連携」が7月よりスタートしました。

**わたしは「地方税情報」の  
情報連携のための  
提供をいたしません!**

**みなさんも  
マイナンバー(共通番号)制度に**

**NO!**

**の意思表示が、  
本アクションシート3頁目の  
〈折りたたんで作る封筒〉を使って  
簡単にできます。**

詳しくは、裏面をお読みください。

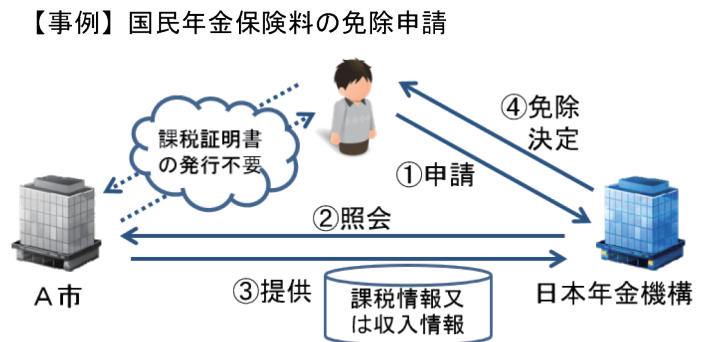


## ●「情報連携」とは何か

マイナンバー制度の根幹であり、それぞれの行政機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐づけして相互に活用する仕組みです。

情報連携することによって様々な申請や申告の際の添付書類が省略され、利便性が高まるといわれていますが(図参照)、保育園の入所申請などは電子申請によって面談や多岐にわたる添付書類をなくすることができるとは到底考えられません。

各自治体の情報連携に提供しなければならない情報は、最新データの副本を全国2か所の中間サーバに保管していなければなりません。もしここにサイバーテロがかけられたら私たちの貴重なセンシティブ情報が一挙に漏洩する危険性があります。これはまさに情報の一元管理ではないのでしょうか？



(図は政府のマイナンバー概要資料より)

## ●地方税情報には重い守秘義務があるから「本人同意」が必要!

地方税とは自治体が条例で定めて徴税する税金のことで、代表的なものには市県民税(住民税)や固定資産税、不動産取得税、などの直接税、そしてたばこ税などの間接税もあります。地方税法では所得情報をはじめとする地方税関係情報の第三者への提供について特に慎重な対応が求められ、法律で行政機関への報告義務が規定されていない場合は、「本人同意」がないと「情報連携」に利用できません。

## ●しかし、マイナンバー制度に情報提供の「本人同意」の規定はない!

マイナンバー制度においては、番号法で情報連携が定められた事務(法第19条、法別表第二)について、情報照会を受けた情報提供機関は、個人番号を含む特定個人情報を提供する義務付けがなされています(法22条)。

自己情報の提供や利用についての本人同意の規定が全くないのがマイナンバー制度です。

## ●マイナンバー(共通番号)制度に対する「意思表示」のチャンス!

この地方税情報関連は当初関係事務の半数において同意が必要となるはずでしたが、運用を前にしてその数を大幅に減らしてしまいました。しかし、たとえ対象事務が縮小されたとはいえ、地方税情報の提供について同意しないことは、「自己情報コントロール権」という基本的人権を認めないマイナンバー制度を告発し、制度の見直しにつながることでしょう。

## ●地方税情報の提供を拒否しても大丈夫です!

本人同意せず、提供を拒否しても、従来通り課税証明書などの必要書類を添付すれば手続きで不利益は一切ありません。より多くの人々の意思表示でマイナンバー制度にダメージを与えましょう!

## ●右記の書面で「マイナンバー制度」反対の意思表示を!

右記の書面(く折りたたんで作る封筒)に必要事項を記入して地元自治体(市区町村)に意思表示を行いましょう! できればあなた独自の主張なども「私の意見」欄に書き込んでください。

最後に、この書面を切り取って封筒にして82円切手を貼ってあなたのお住まいの自治体(市区町村)に郵送してください。

●この件についてのお問い合わせは、共通番号いらないネット事務局 宮崎(080-5052-0270)までお願いします。

〈折りたたんで作る封筒〉

- この印刷面は、表裏面と合わせて、「〈マイナンバー制度〉反対の意思表示を」するための封筒になります。封筒の作り方は裏面に説明してあります。
- 郵便番号・住所をご明記の上、地元自治体（市区町村）に郵送してください。82円切手を、かならずお貼りください。

\_\_\_\_\_ 市・区・町・村長さま

わたしは「自分の地方税情報」を  
マイナンバー制度における情報連携のために  
**提供しません！**

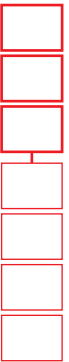
住所：〒

名前：

私の意見

- これは折りたんで作る封筒です。
- 線をカッターやハサミで切ってお使いください。

82円  
切手を  
お貼り  
ください



市・区・町・村長さま

自分の住所

自分の名前



のりづけ部分

のりづけ部分

封筒の作り方

